(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2019-145069 (P2019-145069A)

(43) 公開日 令和1年8月29日 (2019.8.29)

(51) Int.Cl.			FΙ			テーマコード (参考)
G06F G06F	3/041 3/044	(2006.01) (2006.01)	G06F G06F	3/041 3/044	$5\ 1\ 2\\1\ 2\ 0$	

審査請求 未請求 請求項の数 10 OL (全 12 頁)

(21) 出願番号 (22) 出願日 (31) 優先権主張番号	特願2018-189838 (P2018-189838) 平成30年10月5日 (2018.10.5) 62/634.030	(71) 出願人	000139403 株式会社ワコム 埼玉県加須市豊野台2丁目510番地1
(32)優先日 (33)優先権主張国・1	平成30年2月22日 (2018.2.22) 地域又は機関	(74)代理人	110001210 特許業務決人又K 国際特許事務所
	米国 (US)	(72)発明者	
			両玉県加須市豊野台21日510番地1 株式会社ワコム内
		(72)発明者	佐野 重幸 埼玉県加須市豊野台2丁目510番地1
			株式会社ワコム内

(54) 【発明の名称】位置検出回路及び位置検出方法

(57)【要約】

(19) 日本国特許庁(JP)

【課題】タッチセンサの上方に異物が存在する場合であっても、より柔軟な位置検出を実行可能な位置検出回路 及び位置検出方法を提供する。

【解決手段】位置検出回路18は、静電容量に関する検 出値を示す二次元データ30に基づいてタッチセンサ1 6の上方にある導電性の異物C1,C2を認識し、異物 C1,C2が存在する異物存在領域34の外側と内側と はタッチ検出条件を異ならせて、二次元データ30に基 づいてタッチセンサ16上のタッチ位置又はタッチ領域 を検出する。

【選択図】図6



(2)

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数本のライン電極を二次元的に配置してなる静電容量方式のタッチセンサに接続され る位置検出回路であって、

前記タッチセンサ上の静電容量に関する検出値の分布を示す二次元データを取得する取 得ステップと、

取得された前記二次元データに基づいて前記タッチセンサの上方にある導電性の異物を 認識する認識ステップと、

認識された前記異物が存在する異物存在領域の外側と内側とはタッチ検出条件を異なら せて、前記二次元データに基づいて前記タッチセンサ上のタッチ位置又はタッチ領域を検 出する検出ステップと、

を実行することを特徴とする位置検出回路。

【請求項2】

前記検出ステップでは、

前記二次元データが示す検出値が閾値よりも大きい位置又は領域を前記タッチ位置又は 前記タッチ領域として検出するタッチ検出条件を用いる場合、

前記異物存在領域の外側では前記閾値を相対的に大きくする一方、前記異物存在領域の 内側では前記閾値を相対的に小さくする

ことを特徴とする請求項1に記載の位置検出回路。

【請求項3】

前記検出ステップでは、

隣り合うタッチ領域間における検出値の変化量が閾値よりも小さい場合に単一のタッチ 領域として検出するタッチ検出条件を用いる場合、

前記異物存在領域の外側では前記閾値を相対的に小さくする一方、前記異物存在領域の 外側では前記閾値を相対的に大きくする

ことを特徴とする請求項1に記載の位置検出回路。

【請求項4】

前記検出ステップでは、

検出された領域のサイズが閾値よりも大きい場合に前記タッチ領域から除外するタッチ 検出条件を用いる場合、

前記異物存在領域の外側では前記閾値を相対的に小さくする一方、前記異物存在領域の外側では前記閾値を相対的に大きくする

ことを特徴とする請求項1に記載の位置検出回路。

【請求項5】

前記認識ステップでは、前記検出値の分布の中に正の信号レベルと負の信号レベルが混 在する領域がある場合に前記異物を認識することを特徴とする請求項1~4のいずれか1 項に記載の位置検出回路。

【請求項6】

複数本のライン電極を二次元的に配置してなる静電容量方式のタッチセンサを用いた位 置検出方法であって、

前記タッチセンサ上の静電容量の検出値の分布を示す二次元データを取得する取得ステ ップと、

取得された前記二次元データに基づいて前記タッチセンサの上方にある導電性の異物を 認識する認識ステップと、

認識された前記異物が存在する異物存在領域の外側と内側とはタッチ検出条件を異なら せて、前記二次元データに基づいて前記タッチセンサ上のタッチ位置又はタッチ領域を検 出する検出ステップと、

を1つ又は複数のプロセッサが実行することを特徴とする位置検出方法。

【請求項7】

前記検出ステップでは、

30

40

20

前記二次元データが示す検出値が閾値よりも大きい位置又は領域を前記タッチ位置又は 前記タッチ領域として検出するタッチ検出条件を用いる場合、

(3)

前記異物存在領域の外側では前記閾値を相対的に大きくする一方、前記異物存在領域の外側では前記閾値を相対的に小さくする

ことを特徴とする請求項6に記載の位置検出方法。

【請求項8】

前記検出ステップでは、

隣り合うタッチ領域間における検出値の変化量が閾値よりも小さい場合に単一のタッチ 領域として検出するタッチ検出条件を用いる場合、

前記異物存在領域の外側では前記閾値を相対的に小さくする一方、前記異物存在領域の 外側では前記閾値を相対的に大きくする

ことを特徴とする請求項6に記載の位置検出方法。

【請求項9】

前記検出ステップでは、

検出された領域のサイズが閾値よりも大きい場合に前記タッチ領域から除外するタッチ 検出条件を用いる場合、

前記異物存在領域の外側では前記閾値を相対的に小さくする一方、前記異物存在領域の 外側では前記閾値を相対的に大きくする

ことを特徴とする請求項6に記載の位置検出方法。

【請求項10】

前記認識ステップでは、前記検出値の分布の中に正の信号レベルと負の信号レベルが混 在する領域がある場合に前記異物を認識することを特徴とする請求項6~9のいずれか1 項に記載の位置検出方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は、位置検出回路及び位置検出方法に関する。

【背景技術】

【0002】

特許文献1には、相互容量方式の静電タッチパネルへの接触物が水滴であると判定された場合、誤動作を防止するために当該水滴に対応する座標値の出力を無効化するタッチパネル装置が開示されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0003]

【特許文献1】特開2012-088899号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0004]

ところが、特許文献1に開示される装置では、例えば、タッチ面上にあるコインを押し 付けた状態で指を移動させた場合、この指による動きが一連のタッチ操作として検出され ないなど、柔軟な位置検出ができないという問題がある。

[0005]

本発明の目的は、タッチセンサの上方に異物が存在する場合であっても、より柔軟な位 置検出を実行可能な位置検出回路及び位置検出方法を提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0006】

第1の本発明における位置検出回路は、複数本のライン電極を二次元的に配置してなる 静電容量方式のタッチセンサに接続される回路であって、前記タッチセンサ上の静電容量

50

40

20

に関する検出値の分布を示す二次元データを取得する取得ステップと、取得された前記二 次元データに基づいて前記タッチセンサの上方にある導電性の異物を認識する認識ステッ プと、認識された前記異物が存在する異物存在領域の外側と内側とはタッチ検出条件を異 ならせて、前記二次元データに基づいて前記タッチセンサ上のタッチ位置又はタッチ領域 を検出する検出ステップを実行する。

【 0 0 0 7 】

【発明の効果】 【0008】

 $\begin{bmatrix} 0 & 0 & 0 & 9 \end{bmatrix}$

置検出を行うことができる。

【図面の簡単な説明】

第2の本発明における位置検出方法は、複数本のライン電極を二次元的に配置してなる 静電容量方式のタッチセンサを用いた方法であって、前記タッチセンサ上の静電容量に関 する検出値の分布を示す二次元データを取得する取得ステップと、取得された前記二次元 データに基づいて前記タッチセンサの上方にある導電性の異物を認識する認識ステップと 、認識された前記異物が存在する異物存在領域の外側と内側とはタッチ検出条件を異なら せて、前記二次元データに基づいて前記タッチセンサ上のタッチ位置又はタッチ領域を検 出する検出ステップを1つ又は複数のプロセッサが実行する。

10

20

【図1】本発明の一実施形態における位置検出回路が組み込まれた電子機器の概略ブロック図である。

本発明によれば、タッチセンサの上方に異物が存在する場合であっても、より柔軟な位

【図2】図2A及び図2Bは、図1の位置検出回路に関する機能要件を示す模式図である。

【図3】図3A及び図3Bは、ユーザの指がタッチ面上に接触した状態における信号レベルの分布を示す図である。

【図4】図4A及び図4Bは、異物がタッチ面上にあり、かつ指が異物に接触していない 状態(非接地状態)における信号レベルの分布を示す図である。

【図5】図5A及び図5Bは、異物がタッチ面上にあり、かつ指が異物に接触している状態(接地状態)における信号レベルの分布を示す図である。

【図6】図1の位置検出回路による位置検出方法に関するフローチャートである。

【図7】図7Aは、ステップS2における異物認識処理の一例を示す図である。図7Bは、異物の認識結果の一例を示す図である。

【図8】図6のステップS5において実行されるコインモードのタッチ検出処理の詳細フ ローチャートである。

【図9】閾値の変更(T1 T2)に伴う指判定の改善効果を示す模式図である。

【図10】閾値の変更(L1 L2)に伴う同一物体判定の改善効果を示す模式図である

【図11】閾値の変更(S1 S2)に伴うパーム判定の改善効果を示す模式図である。 【発明を実施するための形態】

[0010]

本発明における位置検出回路及び位置検出方法について、添付の図面を参照しながら説 明する。なお、本発明は、以下の実施形態及び変形例に限定されるものではなく、この発 明の主旨を逸脱しない範囲で自由に変更できることは勿論である。あるいは、技術的に矛 盾が生じない範囲で各々の構成を任意に組み合わせてもよい。

[0011]

「電子機器10の構成]

< 全体構成 >

図1は、本発明の一実施形態における位置検出回路18が組み込まれた電子機器10の 概略ブロック図である。電子機器10は、例えば、タブレット型端末、スマートフォン、 パーソナルコンピュータで構成される。ユーザは、電子ペン12(あるいはスタイラス)

を片手で把持し、図示しない表示パネルのタッチ面24(図2Aなどを参照)にペン先を 押し当てながら移動させることで、電子機器10に絵や文字を書き込むことができる。あ るいは、ユーザは、自身の指14でタッチ面24に接触することで、表示中のユーザコン トロールを介して所望の操作を行うことができる。

【0012】

この電子機器10は、静電容量方式のタッチセンサ16と、位置検出回路18と、ホストプロセッサ20と、を含んで構成される。なお、本図に示す×方向, y方向は、タッチセンサ16がなす平面上において定義される直交座標系のX軸, Y軸に相当する。 【0013】

タッチセンサ16は、表示パネル上に配置される複数の電極を含んで構成される。タッ チセンサ16は、X座標(×方向の位置)を検出するための複数のライン電極16×と、 Y座標(y方向の位置)を検出するための複数のライン電極16yと、を含む。複数のラ イン電極16×は、y方向に延びて設けられ、かつ×方向に沿って等間隔に配置されてい る。複数のライン電極16yは、×方向に延びて設けられ、かつy方向に沿って等間隔に 配置されている。

[0014]

位置検出回路18は、ファームウェア22を実行可能に構成された集積回路であり、タッチセンサ16を構成する複数の電極にそれぞれ接続されている。ファームウェア22は、ユーザの指14などによるタッチを検出するタッチ検出機能24tと、電子ペン12の 状態を検出するペン検出機能24pと、を実現可能に構成される。

【0015】

タッチ検出機能24tは、例えば、タッチセンサ16の二次元スキャン機能、タッチセンサ16上の二次元データ30(図7B)の取得機能、二次元データ30上の領域分類機能(例えば、指14、手の平の分類)を含む。ペン検出機能24pは、例えば、タッチセンサ16の二次元スキャン機能、ダウンリンク信号の受信・解析機能、電子ペン12の状態(例えば、位置、姿勢、筆圧)の推定機能、電子ペン12に対する指令を含むアップリンク信号の生成・送信機能を含む。

[0016]

ホストプロセッサ20は、CPU (Central Processing Unit)又はGPU (Graphics Processing Unit)からなるプロセッサである。ホストプロセッサ20は、図示しないメ モリからプログラムを読み出し実行することで、例えば、位置検出回路18からのデータ を用いてデジタルインクを生成する処理、当該デジタルインクが示す描画内容を表示させ るための可視化処理などを行う。

[0017]

< 位置検出回路18の機能要件 >

図 2 A 及び図 2 B は、図 1 の位置検出回路 1 8 に関する機能要件を示す模式図である。 【 0 0 1 8 】

図2Aの左側に示すように、電子機器10のタッチ面24上には、コインや水滴などの 導電性の異物C1が配置されている。この状態から電子機器10を傾けることで、異物C 1は、自重によりタッチ面24上を滑り降りていく。1つ目の機能要件として、図2Aの 右側に示すように、異物C1がタッチ面24上に接触した状態のまま移動したにもかかわ らず、一連のタッチ操作として検出しないことが挙げられる。

【0019】

図2Bの左側に示すように、電子機器10のタッチ面24上には2つの異物C1,C2 が配置され、かつユーザが、自身の指14にて異物C1,C2を押さえ付けている。この 状態から指14を移動させることで、異物C1,C2は、指14の動きに追従して移動す る。2つ目の機能要件として、図2Bの右側に示すように、異物C1,C2が介在するに もかかわらず、指14による動きを一連のタッチ操作として検出することが挙げられる。 【0020】 [位置検出回路18の動作] 20

<静電容量の検出傾向>

この実施形態における位置検出回路18は、以上のように構成される。続いて、様々な 使用状態下でのタッチセンサ16による静電容量の検出傾向について、図3A~図5Bを 参照しながら説明する。

[0021]

図3Aは、ユーザの指14がタッチ面24上に接触した状態における信号レベルの一次 元分布を示す図である。グラフの横軸は一軸方向に沿った位置(Position)を示すととも に、グラフの縦軸は信号レベル(Level)を示している。この信号レベルは、静電容量(相互容量あるいは自己容量)に関する検出値に相当し、指14が接触した時に「正」にな るように正負の符号が設定されている。

【 0 0 2 2 】

図3Bは、ユーザの指14がタッチ面24上に接触した状態における信号レベルの二次 元分布を示す図である。各セルの値は、二次元位置毎の信号レベルを示している。図示の 便宜上、信号レベルが基準値(=0)付近であるセルは、数字を省略して表記している。 なお、太線枠で囲まれる単体のセル又はセルの集合は、正の信号レベルPvが検出される 位置を示す。

【0023】

図3A及び図3Bから理解されるように、指14の接触に伴って、この指14の接触部 分に対応する狭い範囲内にて閾値T1を大きく上回る信号レベルが検出される。

【0024】

図4A及び図4Bは、異物C1がタッチ面24上にあり、かつ指14が異物C1に接触していない状態(非接地状態)における信号レベルの分布を示す図である。より詳しくは、図4Aは一次元分布、図4Bは二次元分布をそれぞれ示している。図4A及び図4Bから理解されるように、異物C1が存在する領域には、正の信号レベルPvの小領域のみならず、負の値の信号レベルNvの小領域が混在して含まれる。

【0025】

図 5 A 及び図 5 B は、異物 C 1 がタッチ面 2 4 上にあり、かつ指 1 4 が異物 C 1 に接触 している状態(接地状態)における信号レベルの分布を示す図である。より詳しくは、図 5 A は一次元分布、図 5 B は二次元分布をそれぞれ示している。

【0026】

指14の接触に伴って、負の信号レベルNvは消滅し、異物C1の接触部分に対応する 広い範囲にて相対的に低い正の信号レベルPvが検出されるようになる。この理由は、指 14から吸収される電荷量Qは異物C1の有無によってそれほど大きく変わらないが、異 物C1の接触面積が指14のそれに比して大きく、単位面積あたりの電荷の吸収量が低下 するためと考えられる。

【0027】

<具体的な動作>

上記した検出傾向を踏まえて、2つの機能要件(図2A,図2B参照)を同時に実現す ることができる。以下、位置検出回路18の具体的な動作について、図6のフローチャー トを参照しながら説明する。なお、この動作は、1つのプロセッサ(位置検出回路18) が実行してもよいし、複数のプロセッサが協働して実行してもよい。

【0028】

図6のステップS1において、位置検出回路18は、タッチセンサ16上の静電容量に 関する検出値を示す検出信号を入力し、検出レベルの位置分布を示す分布データ(以下、 二次元データ30ともいう)を取得する。

【0029】

ステップS2において、位置検出回路18は、ステップS1で取得された二次元データ 30に基づいて、タッチセンサ16の上方にある導電性の異物C1(つまり、タッチ面2 4上に接触する異物C1)を認識する。

[0030]

20

図7Aは、ステップS2における異物認識処理の一例を示す図である。この処理では、 指14の接触範囲よりも広いパターン(以下、コインパターンともいう)を認識し、当該 コインパターンを認識領域32として抽出する。このようなコインパターンでは、上記し た通り、正の信号レベルPvの領域と負の信号レベルNvの領域とが明確に分離されるこ とはなく、実際には2種類の小領域が混在して発生する。塗り潰しで示す部分は正の信号 レベルPv(1), Pv(2)が検出された小領域に相当し、ハッチングで示す部分は負 の信号レベルNvが検出された小領域に相当する。したがって、コインパターンを認識す る際、領域同士の境界線(エッジ)を検出する代わりに、符号の異なる信号レベルが混在 することを認識条件に含めることが望ましい。

(7)

[0031]

これと併せて又はこれとは別に、認識領域32のサイズに関する認識条件を含んでもよい。具体的には、所定のサイズCSよりも大きい面積を有する領域を認識領域32として 抽出してもよい。その理由は、水滴やコインなどより十分に小さい領域内では、上述した 電子機器10の操作上の問題が発生し得ないためである。なお、領域の面積は、例えば、 信号レベルの絶対値が閾値を上回り、かつ互いに隣り合ってクラスターをなすデータ点の 個数により求めることができる。

【0032】

図7Bは、異物C1の認識結果の一例を示す図である。二次元データ30は、予め定められた矩形状の全体領域(0 X X o,0 Y Y o)内で定義される。ハッチングで示す閉領域は、異物C1の認識領域32に相当する。また、破線で囲む領域は、認識領域32そのもの、あるいは認識領域32の近傍をさらに含む異物存在領域34(異物C1が存在する領域)に相当する。一方、全体領域から異物存在領域34を除いた残り領域は、異物C1が存在しない通常検出領域36に相当する。

【 0 0 3 3 】

図6のステップS3において、位置検出回路18は、二次元データ30上の異物C1(コインパターン)を認識しなかった場合(ステップS3;NO)、通常モードのタッチ検 出処理を実行する(ステップS4)。この通常モードでは、タッチセンサ16の全体領域 において、通常のタッチ判定条件に基づいてタッチ位置又はタッチ領域を検出する。具体 的には、[A]指14がタッチ面24上に接触しているか否かを判定する指判定、[B] 隣り合うタッチ領域が同一の連続体による接触(いわゆる、シングルタッチ)又は別個の 連続体による同時接触(いわゆる、マルチタッチ)であるかを判定する同一物体判定、並 びに、[C]手の平(パーム)がタッチ面24上に接触しているか否かを判定するパーム 判定が実行される。

[0034]

「指判定」では、二次元データ30が示す検出値が閾値T1(検出閾値)よりも大きい タッチ領域を抽出し、当該タッチ領域の代表点(例えば、重心位置)を指14による指示 位置として検出する。「同一物体判定」では、二次元データ30が示す検出値が閾値T1 よりも大きいタッチ領域を抽出し、隣り合うタッチ領域間における検出値の変化量を示す 指標が閾値L1(変化量閾値)よりも小さい場合に、両者のタッチ領域が単一の領域であ るとみなして検出する。「パーム判定」では、二次元データ30が示す検出値が閾値T1 よりも大きいタッチ領域を抽出し、当該タッチ領域のサイズを示す指標が閾値S1(サイ ズ閾値)よりも大きい場合に、ユーザが意図しない指示とみなしてタッチ領域から除外す る。

【 0 0 3 5 】

一方、ステップS3に戻って、位置検出回路18は、二次元データ30上の異物C1を 少なくとも1つ認識した場合(ステップS3;YES)、コインモードのタッチ検出処理 を実行する(ステップS5)。このコインモードでは、異物存在領域34の外側と内側と はタッチ判定条件を異ならせて、二次元データ30上のタッチ位置又はタッチ領域を検出 する処理を行う。

[0036]

10

ここで「異なるタッチ判定条件」とは、例えば、[1]判定処理に用いられるパラメー タ(例えば、閾値)が異なる場合、[2]判定処理に用いられる指標の算出方法が異なる 場合、[3]複数の判定条件の組み合わせ・条件数が異なる場合、又は[4]上記した[1]~[3]の組み合わせ、が挙げられる。以下、ステップS5で実行されるコインモー ドのタッチ検出処理の一例について、図8のフローチャート及び図9~図11を参照しな がら詳細に説明する。

【0037】

まず、図8のステップS51において、位置検出回路18は、通常モードで用いられる 閾値T1よりも小さい閾値T2を用いて「指判定」を行う。図3A及び図5Aの関係から 理解されるように、異物C1の介在に起因して、指14の接触を検出する正の信号レベル Pvが相対的に低下する傾向がある。そこで、コインモードでは、閾値T1に代えて閾値 T2を用いることで、タッチの検出感度を上げておく。これにより、図9に示すように、 異物C1が介在する場合であっても指14のタッチを検出することができる。 【0038】

次に、ステップS52において、位置検出回路18は、通常モードで用いられる閾値L 1よりも大きい閾値L2を用いて「同一物体判定」を行う。図3A及び図5Aの関係から 理解されるように、異物C1の介在に起因して、正の信号レベルPvが現われる範囲が相 対的に広くなり、その分だけ不連続性を検出しやすい傾向がある。そこで、コインモード では、閾値L1に代えて閾値L2を用いることで、不連続性の検出感度を下げておく。こ れにより、図10に示すように、指14が異物C1に接触している状態であっても、異物 C1を同一物体として検出することができる。

【0039】

次に、ステップS53において、位置検出回路18は、通常モードで用いられる閾値S 1よりも大きい閾値S2を用いて「パーム判定」を行う。例えば、パーム判定によりコイ ンパターンが検出された場合、当該コインパターンがタッチ領域から除外されてしまうの で、指14によるタッチ操作が無効化されやすくなる。特に、流動性が高い異物C1(例 えば、水滴など)の場合にその影響が大きくなる。そこで、コインモードでは、閾値S1 に代えて閾値S2を用いることで、パーム領域の検出感度を下げておく。これにより、図 11に示すように、異物C1が介在する場合であっても指14によるタッチ操作の無効化 が抑制される。

【0040】

最後に、ステップS54において、位置検出回路18は、ステップS51~S53での 判定結果に応じて、異物存在領域34内におけるタッチ位置(座標値)を出力する。 【0041】

[位置検出回路18による効果]

以上のように、この位置検出回路18は、複数本のライン電極16×,16yを二次元 的に配置してなる静電容量方式のタッチセンサ16に接続される回路であって、タッチセ ンサ16上の静電容量に関する検出値の分布を示す二次元データ30を取得する取得ステ ップ(S1)と、取得された二次元データ30に基づいてタッチセンサ16の上方にある 導電性の異物C1,C2を認識する認識ステップ(S2)と、認識された異物C1,C2 が存在する異物存在領域34の外側と内側とはタッチ検出条件を異ならせて、二次元デー タ30に基づいてタッチセンサ16上のタッチ位置又はタッチ領域を検出する検出ステッ プ(S4,S5)と、を実行する。

[0042]

このように構成したので、タッチセンサ16の上方(タッチ面24の上)に異物C1, C2が存在する場合であっても、より柔軟な位置検出を行うことができる。例えば、異物 存在領域34及び通常検出領域36に対してそれぞれ適切なタッチ検出条件を設けること で、異物C1,C2の有無を意識することなく同等の位置検出が行われる。

【0043】

また、この検出ステップでは、二次元データ30が示す検出値が閾値(T1,T2)よ 50

10



りも大きい位置又は領域をタッチ位置又はタッチ領域として検出するタッチ検出条件を用いる場合、異物存在領域34の外側では閾値(T1)を相対的に大きくする一方、異物存 在領域34の内側では閾値(T2)を相対的に小さくしてもよい。異物存在領域34内に おけるタッチの検出感度を相対的に上げることで、異物C1,C2上からのタッチを検出 しやすくなる。

[0044]

また、この検出ステップでは、隣り合うタッチ領域間における検出値の変化量が閾値(L1,L2)よりも小さい場合に単一のタッチ領域として検出するタッチ検出条件を用い る場合、異物存在領域34の外側では閾値(L1)を相対的に小さくする一方、異物存在 領域34の内側では閾値(L2)を相対的に大きくしてもよい。異物存在領域34内にお ける不連続性の検出感度を相対的に下げることで、異物C1,C2を同一物体として検出 しやすくなる。

【0045】

また、この検出ステップでは、検出された領域のサイズが閾値(S1,S2)よりも大きい場合にタッチ領域から除外するタッチ検出条件を用いる場合、異物存在領域34の外側では閾値(S1)を相対的に小さくする一方、異物存在領域34の内側では閾値(S2)を相対的に大きくしてもよい。除外対象となるタッチ領域(つまり、パーム領域)の検出感度を相対的に下げることで、異物C1,C2が介在する場合であってもタッチ操作の無効化が抑制されやすくなる。

【0046】

また、この認識ステップでは、二次元データ30が示す検出値の分布の中に正の信号レベルと負の信号レベルが混在する領域がある場合に異物C1,C2を認識してもよい。図4A及び図4Bに示す静電容量の検出傾向を考慮することで、異物C1,C2の認識精度が向上する。

【符号の説明】

[0047]

10 電子機器、12 電子ペン、14 指、16 タッチセンサ、16×(16y) ライン電極、18 位置検出回路、20 ホストプロセッサ、30 二次元データ、3 2 認識領域、34 異物存在領域、36 通常検出領域、T1,T2,L1,L2,S 1,S2 閾値。 10











No Ghost Point Age

C1

FIG.2B

【図3】





【図4】





(10)







FIG.5B



【図7】















